



消防予第201号
平成22年5月11日

登録認定機関の長 殿

消防庁予防課長



消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の
消防庁への報告について（依頼）

最近の重大製品事故を背景に、製品安全の確保に関する社会的認識が高まっているところですが、消防用設備等及び消防関係製品についても、製品欠陥や経年劣化等に起因する不具合・事故等が散見されるところです。

これを受け、消防庁では「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年3月31日付け消防予第156号・消防危第50号）により、全国の消防機関に対し、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報を覚知した場合は、消防庁へ報告するよう通知したところです。

つきましては、各機関においても、この趣旨をご理解の上、消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について、下記によりご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 情報の種類

消防用設備等及び消防関係製品（エアゾール式簡易消火具、住宅用火災警報器、灯油ポリ容器等）の不具合・事故で、次のいずれかに該当する情報

- (1) ア 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生したもの。
 - イ 不具合が直接原因となり、生命・身体・財産に被害が発生するおそれが高いと判断したもの。
 - ウ その他社会的影響が大きいと考えられる不具合・事故に関するもの。
- (2) 消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売や詐欺等に関する情報

2 情報の提供時期

1に係る事故・事件等の発生後、速やかに報告するものとする。